

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人に対する行政処分について

- 1 平成18年7月27日付で、当投資法人が金融庁に対して提出した報告書（平成18年6月6日付で金融庁が発出した投資信託及び投資法人に関する法律第213条第2項の規定に基づく報告命令に対する回答）によれば、以下の法令違反が認められた。

（法令違反の概要）

○ 役員会の不適切な運営

当投資法人の役員会について、平成17年9月から同18年6月までの間に開催したとする15回のうち2回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員3名の招集事実がなく、役員会構成員が、当投資法人の資産の運用を受託するジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社から、事前に複数回にわたり説明を受け、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻り方式により得られた承認をもって、役員会に付議すべき行為を行っていた。

また、その他3回の役員会については、実際に役員会が開催された日の翌日以降に開催が行われたものとして議事録を作成・保存していた。

当投資法人が行っていた持ち廻り方式による役員会は、いずれも平成17年法律第87号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第108条において準用する商法第260条ノ2第1項に違反するものと認められた。

その結果、上記違反により決議要件を充足していないため、当投資法人が行った行為のうち、投資主総会を招集した行為については法第97条第2項第2号に、一般事務を委託する契約を締結した行為については法第97条第2項第3号に、資産運用委託契約を締結した行為については法第97条第2項第7号に、執行役員及び監督役員の報酬の決定については法第98条（第104条において準用する場合を含む。）に、それぞれ違反するものと認められた。

また、役員会議事録の不実記載については、法第108条において準用する商法第260条ノ4第2項に違反するものと認められた。

- 2 以上のことから、本日、ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人に対し、投資信託及び投資法人に関する法律第214条第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

○ 業務改善命令

以下の措置をとり、その状況を平成18年11月20日（月）までに書面で報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督課
048-600-1111（代表）
（内線3323、3325）